

添付法令資料 3 :

輸入政策及び規制に関する2023年12月11日付インドネシア共和国商業大臣規則
No.36 (目次)
2024年3月10日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 輸入の要件 (第2条及び第3条)
- 第3章 納税者ステータスの確認 (第4条)
- 第4章 事業許可
 - 第1節 事業許可の申請及び発行 (第5条ないし第10条)
 - 第2節 事業許可のデータ項目及び/又は証明の審査 (第11条)
 - 第3節 事業許可の変更の申請及び発行 (第12条ないし第14条)
 - 第4節 事業許可の延長の申請及び発行 (第15条及び第16条)
 - 第5節 事業許可の発行、変更又は延長の一時的停止 (第17条)
 - 第6節 事業許可の発行、変更又は延長のプロセスの撤回 (第18条)
 - 第7節 既に発行された輸入部門における事業許可の撤回及び取消し (第19条)
- 第5章 中古状態の物品の輸入 (第20条ないし第22条)
- 第6章 技術検証又は調査 (第23条及び第24条)
- 第7章 輸入品の搬入地 (第25条)
- 第8章 自由貿易区及び自由港への、並びに自由貿易区及び自由港からの物品の搬入及び搬出、特別経済区及び保税蔵置場への、並びに特別経済区及び保税蔵置場からの物品の輸入及び搬出並びに輸出目的輸入税免除措置の便宜枠組みにおける物品の輸入
 - 第1節 自由貿易区及び自由港への物品の搬入並びに自由貿易区及び自由港からの物品の搬出 (第26条及び第27条)
 - 第2節 特別経済区への物品の輸入及び特別経済区からの物品の搬出 (第28条)
 - 第3節 保税蔵置場への物品の輸入及び保税蔵置場からの物品の搬出 (第29条)
 - 第4節 輸出目的輸入税免除措置の便宜枠組みにおける物品の輸入 (第30条)
- 第9章 例外
 - 第1節 事業活動のために行われない輸入
 - 第1款 輸入業者番号として適用される事業基本番号を保有することができない輸入業者のための輸入自由品の輸入 (第31条)
 - 第2款 輸入業者番号として適用される事業基本番号を保有することができない輸入業者のための輸入制限品の輸入 (第32条)
 - 第3款 輸入業者番号として適用される事業基本番号を保有することができる輸入業者のための輸入制限品の輸入 (第33条)
 - 第4款 輸入業者番号として適用される事業基本番号を保有することができない輸入業者のためのインドネシア移民労働者の別送品である輸入制限品

- の輸入（第 34 条）
- 第 2 節 事業活動のために行われる輸入
 - 第 1 款 輸入業者番号として適用される事業基本番号を保有することができる輸入業者のための輸入制限品の輸入（第 35 条及び第 36 条）
- 第 10 章 証明書
 - 第 1 節 証明書の申請及び発行（第 37 条ないし第 39 条）
 - 第 2 節 証明書の発行プロセスの撤回（第 40 条）
 - 第 3 節 既に発行された証明書の撤回及び取消し（第 41 条）
- 第 11 章 一時輸入及び再輸出されることなく処理する一時輸入（第 42 条）
- 第 12 章 輸出品の再輸入（第 43 条）
- 第 13 章 補完財、市場テスト必需品及び／又はアフターサービス品の輸入
 - 第 1 節 輸入自由品である補完財としての製造品、市場テストの必要のための製造品及び／又はアフターサービスのための製造品の輸入（第 44 条）
 - 第 2 節 証明書の変更の申請及び発行（第 45 条及び第 46 条）
 - 第 3 節 既に発行された証明書の撤回及び取消し（第 47 条）
 - 第 4 節 輸入制限品である補完財としての製造品、市場テストの必要のための製造品及び／又はアフターサービスのための製造品の輸入（第 48 条）
- 第 14 章 フロー・ダイアグラム（第 49 条）
- 第 15 章 輸入業者の義務（第 50 条ないし第 52 条）
- 第 16 章 制裁（第 53 条ないし第 61 条）
- 第 17 章 INATRADE システム及び／又はインドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ・システムに対する障害（第 62 条及び第 63 条）
- 第 18 章 監督（第 64 条ないし第 66 条）
- 第 19 章 雑則（第 67 条）
- 第 20 章 経過規定（第 68 条）
- 第 21 章 終則（第 69 条ないし第 72 条）